

面会交流支援利用ルール

面会交流の支援を行うにあたり、スムーズな面会交流を実現するために、下記をよくお読みいただいた上で、面会交流支援申込書にご署名ご捺印ください。

1条 びじっとができないこと

- 1) びじっとでは、面会交流の調整以外のことはできません。
例えば、『〇〇を相手に伝えてください』と担当スタッフにお願いされる方もいらっしゃいますが、面会交流の調整以外について、びじっとはメッセージにはなれません。
- 2) びじっとは裁判所ではありません。
一方の親の行動の正当性や是非を判断したり、利用者の言動にジャッジを下すことはできません。
- 3) びじっとは、弁護士ではありません。
利用者間の交渉ごとの間に入ることはできません。交渉や、面会の調整以外の仲介が必要になった場合は、弁護士や裁判所の調停などを通じて話し合いを行って下さい。
- 4) びじっとは、保育園や幼稚園ではありません。
びじっとはあくまで「子育て支援」の団体であり、子育ての主体は保護者である親です。子どもの安全確認や身の回りの世話は、保護者で行ってください。

2条 面会前の注意事項

子ども自身が落ち着いて面会にのぞめるよう、同居親・別居親のどちらの立場の利用者も、以下の事柄にお気をつけください。

- 1) 面会交流は子どものために行うものです。
面会交流を養育費支払いに対する報酬という考え方は絶対にしないでください。以下の例は厳に慎んでください。
【例】養育費の支払状況によって、面会の時期を変更したりする。
【例】子どもに対し、養育費の額について高い、低いなどと言う。
- 2) 子どもや、面会交流自体を、もう一方の親に対するメッセージとして利用することはおやめください（言語・非言語のメッセージや、もう一方の親に対する手紙などを含みます）。また、子どもに対し、もう一方の親の状況を聞くことはおやめください。子どもは、面会が自分のために行われているのではないのだということを敏感に察知します。
- 3) 同居親は、面会交流日に、別の予定を入れるなどして、子どもが面会に行きたがらなくなるようなことはしないでください。
- 4) 同居親は、面会から帰ってきた子どもに対し、「お父さん（お母さん）は一人でさみしかった」「あなただけ楽しくていいね」などと、子どもが後ろめたさを感じるようなことを言うことはおやめください。

- 5) 子ども自身が望んでいないことを言ったり、させたりする行為を無意識に強いることがないように配慮して下さい。
- 6) 子どもに対し、もう一方の親の悪口を言ったり、びじっとを非難することはおやめください。子どもが両親とびじっとに対し、信頼をなくしてしまうと、面会がうまくいきません。

3条 面会中の注意事項

- 1) 付添い型支援の場合、スタッフの目が届く範囲で行動するようにしてください。
- 2) 付添い型支援の場合、スタッフが聞こえないようなささやき声で子どもとコミュニケーションをとらないでください。
- 3) スタッフと子どもだけの移動はできません。移動する場合は、必ず同居親又は別居親が付き添ってください。

4条 事前相談が必要な事項

- 1) 別居親
 - a) 子どもに金銭を与える場合。
 - b) 子どもに1,000円以上の物品を買い与える場合。
 - c) 誕生日などの記念日の贈り物。
 - d) 子どもと次回の面会交流予定の取り決めを行う場合。
 - e) 散髪・刺青（いれずみ）・ピアスなどといった子どもの身体的・永続的な変化をうむ行為。
 - f) 子どもへ宛てた手紙、写真、ハンドメイドの品を渡す場合。
 - g) 付添い型支援において、別居親がお弁当を持参する場合。
- 2) 同居親
母子分離できないなど特別な事情により同居親同席の付添い型面会を希望される場合は、事前にご相談ください。支援計画が必要な場合はADRくりあの利用をご案内します。

5条 ご承諾いただく事項

- 1) 面会交流支援は育児支援です。
同居親と別居親の信頼関係が崩れてしまっていると、面会交流が行えないため、びじっとが介入して、面会交流支援＝育児支援を行います。
- 2) 指導的指示
びじっとは、同居親及び別居親に対し、スムーズな面会を行うための指導的指示をすることがあります。その場合、指導的指示に従って下さい。びじっとからの指導的指示に従えない場合、面会交流支援を停止または終了することがあります。
- 3) オリエンテーション
オリエンテーションは必ず受けていただきます。お受けいただけない場合は面会交流支援をすることができません。
- 4) LINE グループの参加メンバー

びじっとのLINEグループへの参加メンバーはびじっとが決めます。同居親・監護親の関係者やそれ以外の人(代理人・親族・継親(けいしん)含む)の参加は禁止です。また、同居親・監護親の表記は、「お父さん」「お母さん」に統一しています。

5) 付添い型支援のスタッフ・実費の清算

試行的面会交流も本契約もスタッフ2名の支援が原則となります。例外的にスタッフが1名または3名になることもありますが、その判断はびじっとが行います。

支援中に発生したスタッフ交通費、飲食代、施設使用料等は面会交流中の別居親が現地でお支払いください。

6) 時間厳守

面会時は、時間厳守をお願いします。何の連絡もなく、予定していた時間を15分経過しても待ち合わせ場所にお見えにならない場合は、面会を中止します。戻りについて、別居親と子どもが一緒の場合で15分経過してもお戻りにならない場合、警察へ通報いたします。

7) 代理人間、或いは当事者間で面会日程や面会場所を決定する場合、あらかじめびじっとスタッフにその旨をお伝えください。

混乱を避けるため、びじっとによる連絡調整は一時停止をします。

決定した面会日程・面会場所をスタッフにお伝え頂ければ、支援スタッフの確保を行います。びじっとによる連絡調整を再開するときは改めてご連絡下さい。

8) 面会交流及び面会場所について

希望日の2週間前までにお知らせください。希望日まで2週間に満たない場合スタッフが確保できない恐れがあります。

9) 連絡媒体

a) 本支援を行うにあたり、利用者及びびじっと及びびじっとスタッフとの連絡媒体は主にLINE(※)を利用します。

LINEとは、LINE株式会社が提供する通信サービスをいいます。

b) e-mailを連絡媒体とする場合

前項記載のLINEを使うことができない特別な事情があるときは、e-mailを連絡媒体にすることができます。

ただし、e-mailは確認に時間を要するため、支援日を15日前までに確定させなければ支援をすることができません。

6条 禁止事項

1) 付添い型支援で、祖父母や親族等の同席。

2) 動画や写真等の撮影について

a) スタッフを動画や写真で撮影すること。

b) 動画や写真の内容はスタッフが確認します。内容を確認できない機器での動画や写真。

3) 面会交流中の録音およびスタッフとの会話の録音

4) 付添い型オンライン面会交流中の、録画・録音・撮影(スクリーンショ

ット含む)

5) 訴訟等利用の禁止

びじっとを利用した支援について、以下の情報を訴訟等に利用すること及びブログ、ソーシャルメディアサービスをはじめとするインターネット上のサービスで発信、開示することを禁止します。なお、受理面談等や相談等、びじっとによる面会交流支援を受ける前および利用を中止・休止した場合でも同様とします。

- a) びじっとと利用者間のLINEやe-mailのやりとりの履歴。
- b) 面会交流中の写真・動画。
- c) びじっとのコメントや会話内容。

7条 キャンセル規定

キャンセルの場合の取扱いに関して、下記ルールが適用されます。なお、ご利用料金（支援料）とキャンセル料は別です。ご利用料金（支援料）の負担割合を決めている場合であっても、キャンセル料には適用いたしません。

- 1) 原則として一度設定された面会交流の日程の変更はできません。やむを得ない事情がある場合は、前日18時までにスタッフにご連絡ください。
- 2) 面会交流日の前日18時以降にキャンセルをされた場合はキャンセル料が発生します。HPに掲載された料金表記載のキャンセル料を、キャンセルされた当事者が面会交流設定日より一週間以内にお支払いください。なお、スタッフが動いている場合はスタッフ交通費もお支払いいただきます。
- 3) キャンセルに伴いびじっとからの返金が発生した場合の返金のための手数料は利用者負担とします。
- 4) やむを得ない事情による当日キャンセルの場合は、びじっとの確認用として、診察や処方箋のレシート等、その日に通院したことがわかる書類等を提出していただくことがあります。なお、面会交流の当日において、同居親側の都合で面会交流できなかった時（子どもが嫌がって離れないなど）、別居親側の都合で面会交流できなかった時（交通渋滞で時間に遅れるなど）は当日キャンセルとみなします。
- 5) 面会交流の日程を変更する場合、その代替日をキャンセルされた当事者が設定して下さい。代替日の連絡がない場合は、びじっとに対する契約違反ならびに信用損失させる行為となります。

8条 面会交流実施日に何らかのトラブルが発生した場合

- 1) 交通機関の遅延や運休
交通機関の遅延や運休が前日18時までに判明している場合において、支援の提供が困難な場合は、前日18時までにスタッフより連絡をします。
- 2) スタッフが支援場所に行けない時はびじっとの指示に従って下さい。

公共交通機関の遅延などやむを得ない事情でスタッフが支援場所に行けない時は、びじっとは速やかに代替のスタッフを調整し、支援場所に向かわせることができるよう努めます。その際にびじっとから面会交流時間帯の変更をお願いすることがありますので、利用者は柔軟に対応して下さい。

代替スタッフの調整がつかず、スタッフを派遣できない場合、びじっとは同居親と別居親が対面することなく面会交流を行える方法を提案しますので、その方法に従って面会交流を行って下さい。

【例】コンビニエンスストアの内と外で受け渡す等。

びじっとの指示以外の行動や、もう一方の親に接近するような行動はおやめください。

びじっとが提案した方法で面会交流を行うことが困難な場合は面会交流を中止します。利用者は代替日をびじっとに提示して下さい。びじっとは代替日での支援の調整に努めます。

- 3) その他の事由において、スタッフが支援場所に行けない時は、びじっとは速やかに代替のスタッフを調整し、支援場所に向かわせることができるよう努めます。支援内容が変更になったことにより、支援料金が変わることがあります。例えば、本契約付添い型スタッフ2名のケースにおいて、スタッフ1名での支援に変更になった場合は、スタッフ1名の付添い型料金となるため差額を返金致します。ただし、代替スタッフの調整がつかず、支援が行えない場合は、全額返金致します。

9条 情報の取り扱いをご了承ください。

- 1) 個人情報の取扱いは、利用規約第7条によるものとします。
- 2) びじっとは、子どもの成長・発達を支える面会交流の実現に向け、その支援内容向上のため匿名性を確保したうえで知り得た情報を調査研究に利用します。

10条 ご協力をお願い

- 1) セミナー等
びじっとの活動に積極的に参加して下さい。
びじっとが主催するセミナー等の報せがあった場合には可能な限り参加して下さい。
- 2) ADR くりあの利用について
支援計画の策定や支援プランの変更、面会交流条件の変更などの必要が生じたときはADR くりあの調停をご検討ください。

【事例】

- a) 母子分離できないなど特別な事情により同居親同席の付添い型面会を希望される場合、びじっとが別居親・同居親に状況をお聞きして、同席の可否および段階的な同居親別席にむけた面会計画を策定します。

- b) 発達状況、別居親への拒否感情が強い、別居親と長く会っていない、その他事情により個別の配慮が必要な場合、個別事情を考慮した支援計画を策定します。
- c) 付き添い型から受け渡し型への変更を希望される場合、支援スタッフと連携しながら適切なアドバイスを行い解決に向けたサポートを行います。
- d) 子どもが成長して当初取り決めた面会条件が実情にそぐわなくなったとき、面会条件の変更の合意形成をサポートします。

11条 具体的な面会の流れ

具体的な面会の流れは以下の通りです。時間厳守でお願いします。

なお、当日の時間変更（延長を含む）はできません。

- 1) 同居親子とスタッフは面会交流開始時間の15分前に待ち合わせをします。
- 2) 別居親子は面会交流開始時間丁度に合流します。
- 3) 別居親子は面会交流終了時間丁度にスタッフに子どもを戻します。
- 4) 同居親と子ども、スタッフは、面会交流終了時間の15分後までに待合せて、子どもを同居親に戻します。

【例】面会交流時間帯が10:00～15:00の場合。

行き

同居親子とスタッフは9:45に合流。別居親子は10:00に合流。

帰り

別居親子とスタッフは15:00に到着。同居親子は15:15までに合流。

12条 支援停止と支援終了

支援停止と支援終了は、再開するときに違いがあります。

- 1) 支援停止の場合 一方から支援停止の申し出があったときあるいはびじっとからの連絡に返信なく3ヵ月を経過したときは、支援を停止するものとし、びじっとからもう一方の親にお伝えします。支援停止から1年以内であれば、支援を再開することができます。受理面談も試行的面会交流も必要ありません。
- 2) 支援終了の場合 一方から支援終了の申し出があったときあるいは支援停止から1年を経過したときは、支援を終了するものとし、びじっとからもう一方の親にお伝えします。支援終了から再度支援をするときは、受理面談を受け、試行的面会交流を行っていただきます。

13条 連絡先等の変更の報告

利用者の連絡先等（住所、電話番号、氏名、メールアドレス）の変更があったときは、すみやかにびじっとに報告をして下さい。

14条 スタッフとの連絡方法

利用者とスタッフとの連絡方法は、LINE トークグループ及び以下のメールアドレスに限ります。スタッフ個人宛てに連絡を取ることは禁止です。

事務局メールアドレス：visit.contact.japan@gmail.com

スタッフメールアドレス：visit.staff.2007.8.1@gmail.com

15条 ご意見ご要望の受付窓口

ご意見ご要望の受付窓口は、びじっと指定の以下の事務局メールアドレス宛に限ります。電話やLINEでの受付はしていません。

メールアドレス：visit.contact.japan@gmail.com

事務局メールアドレスにいただいたご意見ご要望の処理方法はびじっと利用規約第6条に準じます。

なお、支援スタッフにご意見ご要望を伝えることはしないで下さい。

支援を滞りなく行うために、支援スタッフをご意見ご要望の受付窓口から切り離しています。

以上

■面会交流ルール適用日

平成30年6月13日

■規約改定履歴

平成30年9月9日 平成30年11月19日 平成30年12月13日

平成31年1月16日 平成31年1月27日 平成31年2月19日

令和1年5月8日 令和元年8月27日 令和元年9月9日

令和元年10月21日 令和元年11月6日 令和元年11月25日

令和元年12月19日 令和2年6月25日 令和2年7月5日

令和2年9月2日 令和2年12月1日 令和3年1月14日

令和3年2月7日